



1枚に切り取る医療界の2週間

2021年2月22日号

Medical management support by astellas

マイナンバーカードの保険証利用で医療機関に情報周知の準備を依頼

《背景》 オンライン資格確認システムの運用開始と同時に、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになることから、厚生労働省は、医療機関等に患者向け掲示物の準備を依頼するリーフレットを作成・周知する予定。

《解説》 新たなリーフレットは、厚生労働省と社会保険診療報酬支払基金が連名で作成しているオンライン資格確認導入に向けた案内の「3月版」です。医療機関・薬局に、マイナンバーカードの保険証利用について、自施設での対応開始時期を告知するポスターと、対応開始後に保険証利用が可能である旨を周知するポスター、ステッカーの掲示を依頼するとともに、医療機関等における「個人情報保護の利用目的」の一部更新を求める内容になっています。ポスター、ステッカーは、リーフレットの中面を活用できるほか、顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関等に順次発送するとしています。

■リーフレット「3月版」の内容(抜粋掲載)

各医療機関・薬局で患者向け掲示物の準備をお願い致します

1 ポスター・ステッカーの掲示

マイナンバーカードの保険証利用に**対応する前**に掲示

本リーフレットの中面をマイナンバーカードの保険証利用の開始と貴施設での運用開始時期を告知するポスター(書込式)として掲示してください。

ポスターの空白部分には貴施設での対応開始時期をご記入ください。(右例)



マイナンバーカードの保険証利用に**対応開始後**に掲示

貴施設でマイナンバーカードの保険証利用が可能なる事を周知するポスター・ステッカーを掲示してください。

顔認証付きカードリーダーをお申込みいただいた医療機関・薬局に順次発送します。



2 「個人情報保護の利用目的」の更新

患者向けに掲示を行っている「個人情報保護の利用目的」について、一部更新が必要となります。更新内容は厚生労働省ホームページにて公開中です。

■マイナンバーカードの申請・交付状況(2021年2月7日現在)

- 有効申請受付数
約3,597万枚(人口比/約28.3%)
- 交付実施済数
約3,222万枚(人口比/約25.3%)

※マイナンバーカードの健康保険証利用には所定の申込手続きが必要。カードの交付枚数に対する保険証利用の申込割合は約7.8%。

※社会保障審議会医療保険部会(2021年2月12日)資料「オンライン資格確認等システムの普及状況等について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000737530.pdf>)に基づき医療総研(株)加工・作成。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867